

茨木市役所庁舎内での弁当等販売に係る仕様書

1 使用条件等について

- (1) 販売できる商品は、弁当、おにぎり、パン、ペットボトルの飲料水及びその場での調理を要しない食品等に限ることとし、市役所来庁者及び市職員を対象として、継続的に販売してください。
- (2) 販売スペースを弁当販売、回収目的以外で使用することはできません。また、庁舎内で食品を製造、加工又は調理（加熱やつぎ分けを含む）を行うことはできません。
- (3) 消費税率についてはすべて持ち帰りとなるため、軽減税率が適用され8%となります。
- (4) 販売時間は、準備及び片付けを含めて、市役所開庁日の午前11時から午後2時まで（販売については午前11時30分から午後1時30分まで）とします。
- (5) 毎月、「販売実績表」を作成し、翌月10日までに茨木市職員厚生会事務局（以下、「事務局」という。）に提出してください。
- (6) 弁当等販売に関する問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応してください。
- (7) 災害時や市の都合等により弁当等販売を中止し、または、販売場所を変更する場合があります。

2 衛生管理について

- (1) 販売スペースには長机を配置しますが、使用前後の清掃及び消毒は事業者で行ってください。清掃用具等は事業者で準備してください。
- (2) 弁当等の販売を行うにあたり、電気、ガス、水道を使用することはできません。
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請、届出については、すべて事業者の負担で行ってください。
- (4) 販売にあたっては、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払ってください。また、食中毒等事案発生時には、速やかに事務局に報告するとともに、すべて事業者の責任と負担において対処してください。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行ってください。

3 弁当等の搬入出について

- (1) 弁当等の搬入及び搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げとならないよう配慮してください。
- (2) 車両の駐車については、有料駐車場を利用してください。市役所駐車場及び中央公園駐車場を利用する場合は、本館及び南館 1 階受付に設置されている割引ライターに駐車券を通すと 30 分無料となります。

4 販売期間について

- (1) 販売期間は、令和 8 年 10 月 1 日から 12 月 28 日までとし、土・日・祝日は除きます。ただし、状況に応じて変更となる場合は、事務局から連絡します。
- (2) 令和 8 年 10 月 31 日までは試行期間とし、事務局の指示に従わない場合等、本事業の事業者として不適当と認められる場合は、審査の上、販売事業者としての決定を取り消すことがあります。
- (3) 事業者の都合により販売を辞退する場合は、1 か月前までに事務局に連絡してください。
- (4) 市の都合により弁当等販売事業を終了する場合は、1 か月前までに各事業者に連絡します。

5 その他

募集要項及びこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めるものとします。